

## 議案第 1 号

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成 18 年条例第 20 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、平成 31 年度から更に 2 年間支給しないこととするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(日当の特例)</p> <p>第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例、市職員旅費条例及び非常勤一般職報酬条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に出発する旅行に限り、支給しない。</p>	<p>(日当の特例)</p> <p>第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例、市職員旅費条例及び非常勤一般職報酬条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>までの間に出発する旅行に限り、支給しない。</p>

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。